

# 後期高齢者医療保険制度のお知らせ

## 〈保険証の更新〉

医療機関での窓口負担(一部負担金の割合)は、毎年8月に前年の所得により見直します。(7月までは前々年の所得により判定されています)

一部負担金の割合が変わる方には、7月末までに新しい保険証を簡易書留で送付します。旧保険証は同封する封筒で返却してください。

割合が変わらない方には、新しい保険証は送付しません。現在お持ちの保険証を続けてお使いください。

## 【一部負担金の割合について】

本人または同一世帯の被保険者の住民税課税所得が、145万円以上の方の一部負担金の割合は3割です。

また、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者および同じ世帯の被保険者の賦課の基となる所得金額の合計額が210万円以下の場合、1割負担となります。

ただし、一人世帯で収入が383万円未満の場合、または本人および同一世帯の被保険者(被保険者でない70歳～74歳の方を含む)の方の収入合計が520万円未満の場合は、申請により1割負担となります。

該当する方には、基準収入額適用申請書を送付しています。

※住民税課税所得は、「市民税・都民税納税・税額決定通知書」の課税標準額でご確認ください

## 〈減額認定証・限度額適用認定証の更新〉

### 【①住民税非課税世帯の方へ】

被保険者で住民税非課税世帯の方には、申請により、入院時の食事代や保険適用の負担が減額される限度額適用・標準負担額減額認定証を交付し

ます。

### 【②自己負担割合が3割の方へ】

同一世帯の被保険者全員の住民税課税所得がいずれも690万円未満の方には、申請により、保険適用の医療費の自己負担限度額が適用される限度額適用認定証を交付します。

### ◇①②共通◇

有効期限はいずれも7月31日です。現在交付されている方で各交付条件に該当する方は、改めて申請する必要はありません。7月末までに新しい認定証を送付します。

■交付条件①住民税非課税世帯の方②同一世帯の被保険者全員の住民税課税所得がいずれも690万円未満の方

## 〈保険料均等割額の軽減特例の見直し〉

世代間の負担の公平性等の観点から令和元年度から段階的に見直しが行われており、令和3年度が見直しの最終年度となります。これまで法令に基づく軽減(本則)に特例的に上乗せして軽減を行ってききましたが、令和3年度は、令和2年度に軽減特例対象だった方について、本則どおり7割軽減となります。

保険料が特別徴収(年金天引き)の方は、年度の前半(4～8月)は前年度の2月の引き落とし額と同額となり、後半(10～2月)で年度の保険料を調整します。引き落とし額への影響は10月からです。

医療保険を将来にわたり安心できる制度にするため、ご理解をお願いします。

### ◇全項共通◇

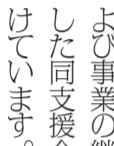
☎保険年金課高齢者医療係(市役所第二庁舎2階 ☎042-387-9834)

ご利用ください  
就労支援サイト  
こがねい仕事ネット

【事業者の方】  
サイトの事業者登録ページから事業者登録申請手続きを行ってください。

審査を経てIDとパスワードを取得した後は、いつでも求人情報等の登録・変更・削除ができます。

■ホームページURL  
https://koganei-s.net/ (左記QRコード)



【モバイル(携帯電話)版】  
https://koganei-s.net/mobile/ (☎042-387-9834)

まもなくこがねい事業者特別支援金の申請期限です

市では、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している市内事業者に対し、市内経済活動の維持および事業の継続支援を目的とした同支援金の申請を受け付けています。申請期間がまもなく終了しますので、ご注意ください。

■申請期限 7月31日(消印有効)

■給付額 事業者当たり原則10万円  
■支給要件・必要書類等詳細は市ホームページをご覧ください

■申請書に必要事項を明記し、必要書類を添えて、郵送で、経済産業振興係(〒184-18504住所不要 ☎042-387-9834)へ

市長の資産等報告書等の閲覧

市では、「政治倫理の確立のための小金井市長の資産等の公開に関する条例」に基づき提出された市長の資産等報告書等、所得等報告書および関連会社等報告書を公開しています。これらの報告書は、どなたでも申請のうえ閲覧することが出来ます。

■閲覧場所情報公開コーナー(市役所第二庁舎6階) ☎042-387-9926

他10月～12月の月曜・金曜日にも開催予定です。市ホームページで必要書類を確認のうえ、7月28日までに、直接、介護福祉課高齢福祉係(市役所第二庁舎2階 ☎042-387-9843)へ

障害者福祉センター  
リハビリのご利用を

自立した日常生活や社会生活を営むことが出来るように、身体機能・生活能力の維持向上等に必要なりハビリを実施しています。

ご利用を希望する方は、ご相談ください。

毎週月曜・木曜・金曜日の午前9時～午後4時同センター  
■対難病の方もしくは、原則、障害者手帳を取得している65歳未満の方で、次のいずれかに該当する方▽身体に障がいがあり、機能回復訓練を希望する方▽病状により会話が不自由になり言語訓練を希望する方  
■障害者総合支援法に基づき算定額他機能訓練は、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行います  
同センター ☎042-381-8411 日曜・祝日を除く午前9時～午後5時

市難病者福祉手当を支給7月期分(4～7月該当分)

振込日 7月30日(金)  
振込日以降、通帳でお確かめください。金融機関によっては2～3日遅れる場合があります。

次のような場合は、ご連絡ください。▽振込日以降、7日を過ぎて振り込まれない場合▽氏名または住所、口座

を変更した場合▽施設に入所した場合▽疾病状況が変化した場合▽手当を辞退する場合  
☎自立生活支援課障害福祉係 ☎042-387-9842

社会福祉協議会取扱分  
◎5月分  
【一般寄附】  
▽20万円 志賀工業株式会社

子ども家庭支援センター  
エンジェル教室

リズム遊び、離乳食の話、同じ地域の方との交流等を通じて育児を学びます。  
時 8月12日・26日、9月9日・30日、10月14日・28日  
いずれも木曜日午前10時～11時30分  
※2日間コース  
所 保健センター  
対原則5か月児と保護者  
※父親も歓迎  
前月の1日から、電話または直接、子ども家庭支援センター ☎042-321-3141 月曜・日曜・祝日を除く

## 善意の輪

子ども家庭支援センター  
エンジェル教室



## 子ども子育て

## エンジェル教室

